

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第七章 失業対策職業安定立法

第二節 職業安定法の改正

(一)労働者供給事業禁止の強化

職業安定法はその第四四条において、何人も労働組合法による労働組合が労働大臣の許可を受けて行う無料の労働者供給事業のほかは、労働者供給事業を行ってはならないことを定め、附則第二項において、施行後三カ月すなわち四八年三月一日限り全面的にこれを禁止すると定めていた。しかるに、いわゆる請負契約という形式の下で純然たる労働者供給事業を行い、事実上脱法行為を行う者が多いので、四八年三月七日労働省令第三号をもって職業安定法施行規則に新たに第四条を追加し、単純な労働力を使用して請負った事業を行う者は、請負契約という形式をとっても、これを労働者供給事業を行う者とみなすことにした。右の措置に際して労働大臣が行った談話の要旨は次の如くである。

労働者供給事業の禁止について—労働大臣談話—

(前略)職業安定法は第四四条におきまして従来の労働供給事業を全面的に禁止したのでありますが、その理由はその事業の実体が労働の中間搾取を行い、且つ強制労働の悪弊を伴うからであります。個人の基本的人権が、憲法によって完全に保障されております今日、これらの悪弊のある労働供給事業が禁止されることは当然のことと云わねばなりません。然し従来労働者供給事業が果してきた社会的、経済的な機能が大きかった丈にその禁止は各方面に相当大きな影響を与えますのでその主な対策と致しまして

(1)労働者供給事業者から労働者の供給を受けていた工場、事業場はその労働者を直用とすること。

(2)直用できない者については公共職業安定所に登録しておいて紹介すること。
等を考えておりまして、労働者供給事業の禁止により労働者の充足の困難な産業に対しましては、公共職業安定所が積極的に所要労働者のあっ旋を行う方針であります。

労働者供給事業は、各種各様の形態をとって存在しており、殊に請負契約の名を借りて、工場、鉱山、土建、運輸業等種々の産業にその網を拡げております。然したとえ形式的には労働者供給という名称を用いていなくとも実体が労働者供給のあるものについては、如上の趣旨により新規定に照応してその監督取締を厳重に行ってゆく方針であります。本措置に関しましては、労働者供給事業者は勿論、その所属労働者、その利用者の方々の自覚と積極的な協力とを切望します。(後略)

(一九四八年二月七日)

しかしながら、日本産業の多くの分野に根強く存在している労働者供給制度の排除はなかなか困難であり、法律面においてもその禁止規定の強化が必要とされた。かくして、この点についての改正をおり込んだ「職業安定法の一部を改正する法律」は第二国会で成立し、四八年六月三〇日から施行されたが、その主な内容は次の如くである。

(1)従来労働者供給事業の禁止を規定していた第四四条に新たに加えて「又はその労働者供給事

業を行う者から供給される労働者を使用してはならない」ことを定めた。

(2)第四九条に一項を加えて「行政庁は、第四四条の規定の実施状況を調査するため、必要があると認めるときは当該官吏をして工場事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる」とした。

労働省の推定によれば、これまで違法の労働者供給事業に従事していた業者は八、〇〇〇人であり、その下に従属していた二五万人の労働者が、右の改正によって「解放」されたとみられている。しかし、違法の労働者供給事業が事実上絶滅されるまでには相当の時日がかかるであろう。

(二)学生、生徒又は学校卒業者の職業紹介の円滑化等

職業安定法はさらに第五国会においてその一部が改正され、四九年五月二〇日公布施行された。その主要な改正点は次の如くである。

(1)学校に公共職業安定所の業務の一部を分担させて安定所と協力を行わせ、また、学校が在学生又は卒業生の職業を斡旋しようとするときは、労働大臣への届出によって無料の職業紹介事業を行うことができるようにした。これは学生の父兄が経済的に窮迫しつつある反面、学費が昂騰したためいわゆる内職問題がはげしくなり、さらに新規卒業生の就職が困難になってきたことに対する措置である。

(2)身体障害者に対する職業補導その他職業補導に関する規定を整備強化した。

(3)職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業、労働者の募集に関する禁止規定を整備し監督を強化した。特に、料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替店その他これらに類する事業(酒販業、待合等)を行う者は職業紹介事業を行うことができないとしてその兼業を禁止したが、これは一九三三年国際労働条約第三四号「有料職業紹介所に関する条約」および「職業紹介所に関する勧告」(第四二号)の趣旨に基いたものである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
